

環境省に送付された放射性物質に汚染された  
土壌等の誤廃棄の可能性に係る調査報告書

平成 30 年 9 月

環境省

## 目次

第1 調査の背景及び調査方法	1
1 調査の背景	1
2 調査方法	1
第2 本件の経緯と環境省の事務取扱の問題点	2
1 本件の経緯	2
2 環境省の事務取扱の問題点	6
第3 再発防止策	7
第4 本件土壌等の状況	8
1 本件土壌等の状況	8
2 本件土壌等の影響	8
第5 結語	12

## 第1 調査の背景及び調査方法

### 1 調査の背景

平成23年11月に放射性物質に汚染された土壌等と思われるもの2件（以下「本件土壌等」という。）が環境省に送付された。その後、環境省で本件土壌等の保管を行ってきたが、平成30年8月7日における日本郵便株式会社において保管を継続している放射性物質に汚染された土壌に係る報道の前日に、報道機関から受けた照会を契機として、環境省内にて現況確認・捜索を行ったところ、本件土壌等を発見できず、本件土壌等を収納した容器を収納したキャビネットの誤廃棄を行った可能性が高いことが判明した。そのため、本年8月14日にその旨を公表したところである。

放射性物質に汚染された土壌等については、適切な保管が求められているところであり、環境省としては、不適切な管理により誤廃棄の可能性が生じたことについて、弁解の余地のないことと認識しており、深くお詫び申し上げたところである。

こうしたことは二度と繰り返してはならないという認識の下、本件に係る事務取扱の検証を行うとともに、今回の反省を踏まえ本件が生じることとなった原因とその背景を検証し再発防止策をとりまとめるため、平成23年11月以降に大臣官房総務課及び大臣官房会計課に在籍したことのない以下のメンバーを中心に、本件に関する事実関係の調査・検証を行うこととした（別添参照）。本報告書は、当該調査・検証の結果を取りまとめたものである。

主 査	環境再生・資源循環局長	山本 昌宏
	大臣官房審議官	上田 康治
	自然環境局総務課長	永島 徹也

なお、本調査報告書中、「第4 本件土壌等の状況」に係る調査については、収納キャビネットの廃棄物処理の委託先である産業廃棄物処理業者の協力を得て、放射線量の測定を行う業者（建設コンサルタント）とともに大臣官房総務課及び大臣官房会計課の職員が調査した結果の報告を受け、これを記載したものである。

### 2 調査方法

本年8月14日の公表後に、本件の調査・検証を改めて行うため、平成23年11月の本件土壌等の受取時から現在までの大臣官房総務課及び大臣官房会計課の関係者合計34人（退職者<sup>1</sup>を含む）に対しヒアリング調査を行った。

なお、このヒアリング調査の結果、本年8月14日時点で公表した事実関係に修正を要する事項がいくつか判明したが、この修正点については、脚注に表記を行っている。

---

<sup>1</sup> 連絡がつかなかった者を除く。

## 第2 本件の経緯と環境省の事務取扱の問題点

### 1 本件の経緯

#### (1) 各個別案件の受け取り等の経緯

本件土壌等のそれぞれに関し、受け取り等の経緯は以下のとおりである。

##### 1) 1件目

- 平成23年11月8日(火)に宅配便を受け取り。
- 当該宅配便は、A4コピー用紙入りの箱よりもひと回り小さい段ボール箱。宛名は「環境省」。差出人は福島県福島市在住の方であり、住所・氏名の記載あり。品名は記載がなかった。大臣官房総務課(郵便担当)が開封。
  - ① ビニール袋入りの土
  - ② 書面(福島県福島市の自宅で採取した土であり、環境省で保管・処分されたいとの旨が記載。自宅周囲の放射線量のデータが添付。)
- 環境省職員が線量計で計測したところ、以下のとおり。
  - ① 約0.8m離れたところからの測定:  $0.18\mu\text{Sv/h}$
  - ② ビニール袋に線量計を接触させての測定:  $0.6\mu\text{Sv/h}$
- 平成23年11月12日(土)に、大臣官房総務課職員が、埼玉県の自宅に持ち帰り、自宅で保管。翌日曜日、自宅近くの空き地に処分。
- 平成23年11月17日(木)に、大臣官房総務課職員が処分した土壌を回収。

##### 2) 2件目

- 平成23年11月16日(水)に宅配便を受け取り。
- 当該宅配便は、A4コピー用紙入りの箱よりもひと回り小さい段ボール箱。宛名は「環境省」。差出人は「福島県福島市」との記載があるが、住所・氏名の記載なし。1件目と筆跡が酷似している。品名は「灰」と記載。開封せず。
- 環境省職員が線量計で計測したところ、以下のとおり。
  - ① 約1m離れたところから測定:  $0.10\mu\text{Sv/h}$
  - ② 段ボール箱に線量計を接触させての測定:  $0.6\mu\text{Sv/h}$

#### [参考]

- 環境省は、上記の2件に係る事実を、平成23年11月17日(木)に公表。
- 上記2件で、合計10kg程度の重量となっている。

#### (2) 保管の経緯と誤廃棄の可能性

##### ① 保管の経緯

本件土壌等に関し、保管の経緯は以下のとおりである。

- 平成 23 年 11 月 16 日（2 件目）及び 17 日（1 件目の回収土壌）以降は、大臣官房総務課長室のキャビネットに保管していた。
- 時期は定かではないが<sup>2</sup>、平成 24 年のいつかの時点で、アルミ製のケースを購入し、その中に収納の上で、合同庁舎 5 号館 24 階の大臣官房総務課・会計課の共用書庫にて保管することとした。
- 平成 25 年 3 月頃<sup>3</sup>に、合同庁舎 5 号館地下 2 階車庫周辺の保管スペースにおいて、大臣官房総務課が、鍵付きのスチール製収納キャビネットを購入し、その中にアルミ製のケースに収納した本件土壌等を収納し、施錠の上で保管を続けた。施錠した鍵は、大臣官房総務課職員が保管していた。
- その後、保管された本件土壌等について点検等を行ってはいないとみられる。

## ②誤廃棄の可能性

本年 8 月、報道機関から受けた照会を契機として、環境省内にて本件土壌等の現況確認・捜索を行ったが、本件土壌等の所在が確認できなかった。8 月 14 日の公表後も捜索を継続したが、発見することはできなかった。

関係者に確認したところ、本年 1 月に物品の一斉廃棄を行った際に、大臣官房会計課により、地下 2 階の車庫において施錠されたスチール製収納キャビネットが廃棄処分に出されており、本件土壌等は、この収納キャビネットごと誤って廃棄された可能性が高いとの結論に至った。8 月 14 日の公表後の捜索においても廃棄を行ったということを示す確定的な証拠は得られなかったものの、この数年間に車庫に保管されていた鍵付きのキャビネットは、本件土壌等を含むもの以外には存在が確認されていない。

## ③外形表示

本件土壌等が保管された車庫の収納キャビネットには、鍵がかかっているにもかかわらず、内容物についての説明や管理責任者等の外形表示がなされていなかった。

この点について、保管した当時の関係者への調査によると、大臣官房総務課では関係者全員がわかっていたので外形表示の必要性の検討はしなかった、大臣官房会計課では管理の責任部門は大臣官房総務課という認識だったので管理上の注意はしなかった、という説明があった。

## （3）担当者の関与の状況

歴代の担当者の関与の状況について、ヒアリング調査の結果、以下が判明した。

---

<sup>2</sup> 8 月 14 日時点では、「平成 24 年 1 月頃」と公表したが、アルミ製ケースの購入時期は、平成 24 年 1 月頃であった一方で、書庫への移管の時期について関係者の記憶は明確ではなかった。

<sup>3</sup> 8 月 14 日時点では、「平成 24 年 3 月頃」と公表したが、複数の証言やキャビネット受領の関係書類から、実際は平成 25 年 3 月頃であったと考えられる。

### ①平成 23 年 11 月から本件土壌等を車庫に保管するまで

大臣官房総務課職員が、当時の大臣官房総務課長や大臣官房会計課職員に相談しつつ、対応していた。

具体的には、大臣官房総務課長室にコピー用紙の箱に詰めて保管されていた本件土壌等について、本件土壌等の受取時（平成 23 年 11 月）の大臣官房会計課長は、庁舎管理の立場から、大臣官房会計課職員に対して適切な保管をすべきではないかという問題提起をしたとのことである。

大臣官房総務課職員は、当時の大臣官房総務課長に相談しつつ、アルミ製のケースを購入して、合同庁舎 5 号館 24 階の大臣官房総務課・会計課の共用書庫にて保管することとした。その後、大臣官房総務課で、大臣官房会計課に相談し、収納キャビネットを購入し、地下 2 階の車庫に移動することとした。本件土壌等の地下の車庫への移動は、平成 25 年 3 月頃に、大臣官房総務課職員が行い、大臣官房会計課職員が立ち会った。また、同大臣官房会計課職員によると、車庫に勤務する職員には収納キャビネットの保管場所を確認してもらったが、その中身がどのようなものかについては明確に伝えたかわからないとのことである。当該車庫に勤務する職員は、収納キャビネットの中身が何であるかは聞かされていなかったとのことである。この一連の過程で、大臣官房総務課と大臣官房会計課の間で明確な保管責任の整理はしていなかった。

当時の大臣官房総務課長や本件土壌等の受取時（平成 23 年 11 月）の大臣官房会計課長は、本件土壌等が合同庁舎 5 号館 24 階の書庫に保管されたことは明確に記憶しているが、これによって、一定の安定的な状態になったとの認識を示している。同大臣官房総務課長は部下から本件土壌等を地下に持っていくことを考えているとの話を聞いた記憶はあるが、その後地下の車庫に移動したことについての記憶はないとのことである。同大臣官房会計課長は本件土壌等を地下の車庫に持っていき又は持って行ったとの話を聞いた記憶はないとのことである。平成 24 年 8 月に着任した後任の大臣官房会計課長も、平成 25 年 3 月頃に地下の車庫に保管されたことについて聞いた記憶はないとのことであった。

### ②車庫保管後から平成 30 年 1 月の物品の廃棄まで

平成 25 年 3 月頃に上記の車庫への移動を行った大臣官房総務課職員は、平成 25 年 4 月の異動の際に、後任者に引継を行った（当該引継時に、前任者と後任者が車庫に行き、現物を確認した。）。それ以降、後任の大臣官房総務課職員は現物確認を行っていないとみられる。また、平成 25 年 7 月に着任した大臣官房総務課長及び平成 25 年 4 月に着任した大臣官房会計課職員は、前任者からの引継を受けていなかったため、本件土壌等を管理する必要があるとの認識はなかった。平成 24 年 8 月に着任した大臣官房会計課長は、前任者からの引継や部下からの報告を受けていなかったため、本件土壌等を管理する必要があるとの認識はなかった。

### ③本年 1 月の廃棄時

大臣官房会計課では、不用物品の一斉廃棄処分を毎年 1 月に実施している。平成 29 年度は 12 月頃に各部局に廃棄物品の有無を照会し、平成 30 年 1 月に廃棄を実施した。物品返

納の判断及び報告は各部局にて行うことになっており、大臣官房会計課の物品であれば同課が行うことになっている。

大臣官房会計課職員は、問題の収納キャビネットについて、車庫に勤務する職員から長期間放置され鍵も開かず使用できないので車庫では不要であるとの申し出があったことを受けて、廃棄の手続を行った。大臣官房会計課長始め、同課の関係職員は、一斉廃棄については認識していたものの、車庫のキャビネット廃棄について知らなかったか、特段の問題があるとの認識は有していなかった。

#### (4) 事務引継の状況

事務引継の状況について、ヒアリング調査の結果、以下のことが明らかとなった。

平成 23 年 11 月に着任した大臣官房総務課長は前任者から本件土壌等について引継を受けた。同大臣官房総務課長及び本件土壌等の受取時（平成 23 年 11 月）の大臣官房会計課長は、自らの後任者に対して、本件土壌等の経緯や保管について引継を行った記憶はないとのことである。両者とも、金属製のケースに入れ書庫に保管したことである程度安定的な状態になったと考えたため、引継の必要性を感じていなかったとのことである。

本件土壌等の受取時の大臣官房会計課職員は、自らの後任者に対して、本件土壌等の経緯や保管について引継を行っていないとのことである。その理由としては、管理の責任は大臣官房総務課にあると考えたため、引継の必要性を感じていなかったとのことである。

平成 23 年 11 月以降に本件土壌等の取り扱いに関与した大臣官房総務課の複数の職員は、それぞれ自らの後任者に本件土壌等について引き継いでいるが、その引継内容については、後任者との間で記憶の食い違いが見られる。いずれにしても、後任者に対し一定の引継を行ったが、当該後任者には本件が重要な問題として伝わっていなかった可能性がある。

## 2 環境省の事務取扱の問題点

本件における環境省の事務取扱の問題点としては、全体的に言えば、担当課において、組織として本件土壌等を確実に保管していくという意識づけがなされていなかったため、個々の職員において紛失や誤廃棄といった不適切な事態の発生を想定してそのリスクを防ぐために細心の注意を払うといったことが行われず、それが積み重なって総体として不適切な事態を招くこととなってしまった。特に本件土壌等を地下に持っていくことが検討された際に、明確な判断や指示がなされなかった点で、マネジメント上の問題があった。

さらに具体的な問題点としては、以下が考えられる。

### (1) 管理責任の所在のあいまいさ

本件土壌等については、大臣官房総務課が中心となり、大臣官房会計課と相談しつつ対応を行っていたが、管理責任について両課の間で明確に議論はされなかった。

大臣官房総務課は、本来放射性物質に汚染された土壌等を大臣官房総務課が保管する責任はないという認識が一部存在していた。一方で、大臣官房会計課は、保管責任は大臣官房総務課にあり、庁舎管理を担当する立場から保管場所の検討に協力するだけの認識であったとみられる。

また、放射性物質汚染対処特措法が平成 24 年 1 月に施行される前後の時期であったことも踏まえれば、処分方法が決まるまでどう扱うべきかの「保管方針」を決めておくべきであったが、本件土壌等の放射性物質の濃度が推定で 4,000Bq/kg 程度であり人の健康に明らかな影響を及ぼすほどではなく、金属物で遮蔽して人の少ない書庫に保管しておけばとりあえず問題はないとの認識もあって、具体的な「保管方針」が決められなかった。

このような管理責任のあいまいさとどう取り扱うべきかの不明確さが、後任者の当事者意識の希薄化につながり、これが引継が適切に行われなくなった原因と考えられる。

### (2) 外形表示の不存在と関係者への情報共有不足

本件土壌等の管理責任者が管理する場所ではない車庫に、かつ鍵がかかって中身のわからないキャビネットを保管していたにもかかわらず、当該キャビネットに内容物、管理責任者、連絡先等に関する外形表示をしていなかった（仮に内容物について明記することが保管上問題があったとすれば、最低限、管理責任者と連絡先を表示しておくべきであった。）。

また、車庫に勤務する職員には、内容物についても明確に知らせておくことが適切であったと考えられる。

### (3) 廃棄時の確認不足

廃棄時の問題としては、鍵がかかった収納容器等の内容物が明らかでない場合には、貴重品や公文書等の重要な物や危険物が入っている可能性もあり、また、廃棄物の排出事業者責任の観点からも開錠措置を行った上で内容物の詳細を把握すべきであったが、担当者が廃棄時に実務上留意すべき点を明らかにしたマニュアルなどが存在しなかった。



### 第3 再発防止策

前述の事務取扱の問題点を踏まえ、再発防止策として、以下が必要であると考えられる。これらの内容については、大臣官房総務課と大臣官房会計課の連名で事務連絡を発出し、省内に周知を徹底する。

#### ○ 管理責任の明確化と的確な引継

もしすぐに処理ができず的確な管理を行うべき物を保有しなければならない事態が発生した場合には、関係する部署間で十分な調整を行い、管理責任を明確化する。それによって、管理責任者となった職員は、明文の「保管方針」を決定し、関係者で共有し、更に異動時には後任者にしっかりと引継を行っていく。

#### ○ 外形表示と関係者への情報共有

特に厳重な管理が必要な物を収納し鍵をかける場合には、その容器等に内容物、管理責任者、連絡先等に関する外形表示をしておく。仮に内容物について明記することに支障がある場合には、最低限、管理責任者と連絡先を表示しておく。

また、当該容器等を設置する場所の管理責任者には、内容物についても明確に知らせておく。

#### ○ 廃棄時の確認の徹底

各部局において、廃棄物を廃棄する際に、鍵がかかった収納容器等の内容物を確認することができない物がある場合には、専門業者に依頼するなどして、その内容物を確認する（この点については、大臣官房会計課にて、実際の廃棄時の手順を示したマニュアルを整理し、各部局に周知徹底する。）。

## 第4 本件土壌等の状況

前述のとおり、本章は、収納キャビネットの廃棄物処理の委託先である産業廃棄物処理業者の協力を得て、放射線量の測定を行う業者（建設コンサルタント）とともに大臣官房総務課及び大臣官房会計課の職員が調査した結果の報告を基に記載している。

### 1 本件土壌等の状況

本件土壌等は、平成23年11月時点で、これらの入ったビニール袋又は段ボール箱に線量計を直接接触させて計測した放射線量は、 $0.6\mu\text{Sv/h}$  だった。放射性物質の放射線量の半減期などを踏まえると、現時点では、 $0.2\mu\text{Sv/h}$  程度となっていると推計される。 $10\text{kg}$  の土壌等が立方体であると仮定し、その表面線量が当時  $0.6\mu\text{Sv/h}$  であったものの現在の放射性物質の濃度をモデルを用いて計算すると、約  $2,000\text{Bq/kg}$  と想定される。

本件土壌等は、前述のとおり、本年1月の物品の一斉廃棄の際に、収納キャビネットごと誤って廃棄された可能性が高いと考えられる。これを前提として、その後の廃棄物処理の状況を確認した結果は以下のとおりである。

本年1月の一斉廃棄（産業廃棄物の収集運搬及び処分）を受託した産業廃棄物処理業者A社<sup>4</sup>が行った処理について、当該処理に係る電子マニフェストシステム受渡確認票によると、平成30年1月24日に  $26\text{m}^3$ （内訳：金属くず  $18\text{m}^3$ 、管理型混合廃棄物（冷蔵庫、テレビ） $8\text{m}^3$ ）、平成30年1月25日に  $16\text{m}^3$ （管理型混合廃棄物）、計  $42\text{m}^3$  の産業廃棄物を合同庁舎5号館から引き渡し処理されているが、本件土壌等が混入したと推察されるキャビネットはスチール製なので、「金属くず」として搬出・マニフェストを交付したものである。

A社への調査によると、当該金属くずについては、積替保管施設aに搬入され、分別保管後、積替保管施設aの近隣の処理施設bで破碎処理がされており、再資源化のため製鉄原料として売却されたものと考えられる。もしこの中に本件土壌等が混じっていたとすると、破碎処理後に、直接資源化できない残さとして、その他の大量の残さとともにB社の処理施設cに運搬、処分された可能性がある（図-1参照）。

### 2 本件土壌等の影響

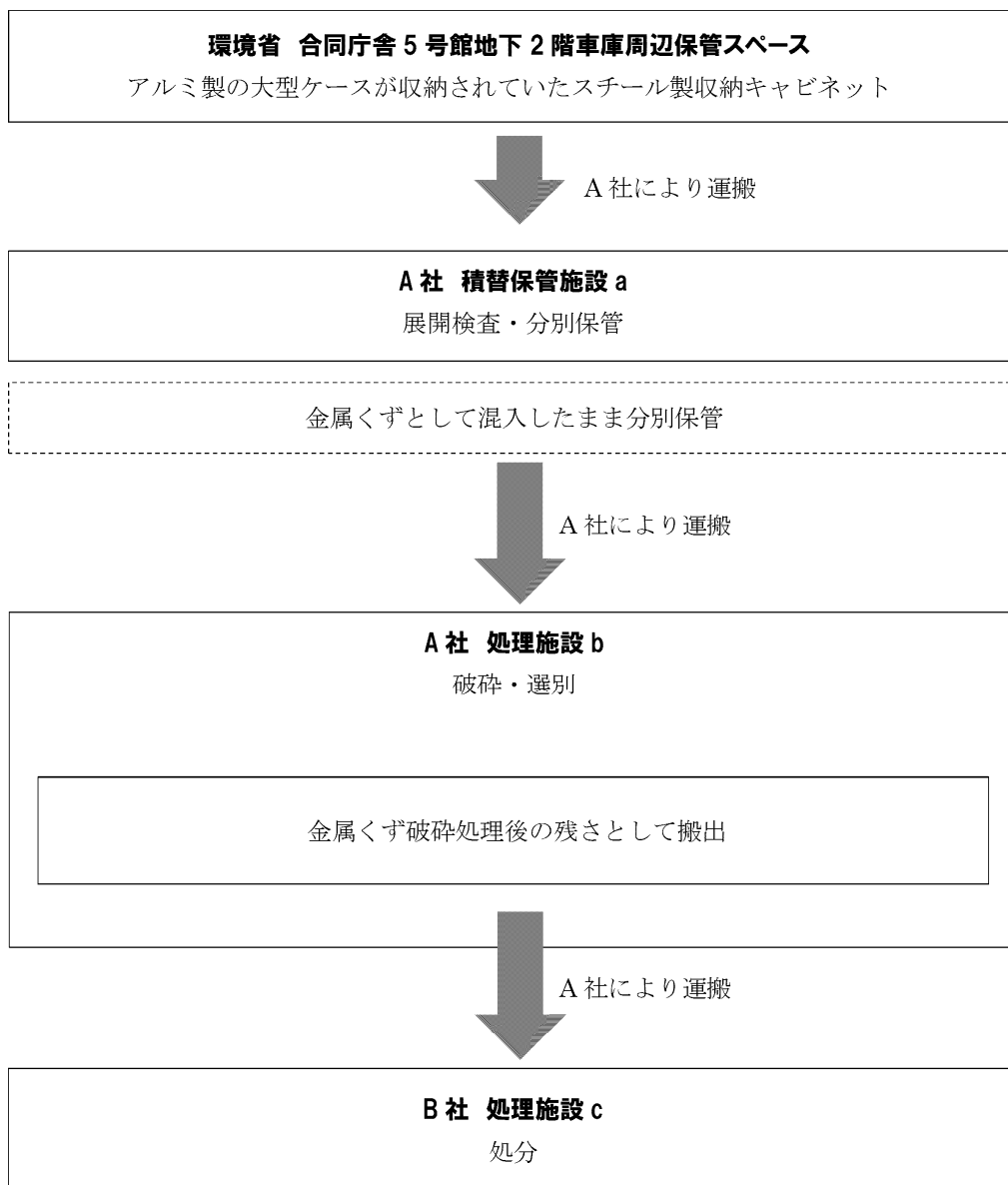
本件土壌等が搬入された可能性に鑑み、放射性物質による汚染の影響が生じていないかを確認するため、A社の現地確認及び空間線量率の測定を行った。また、B社にも、処理の方法について聴取を行った。

#### ① A社の現地確認結果

A社の積替保管施設aでは、搬入された廃棄物の洗浄や水による床洗浄は行われていない

---

<sup>4</sup> A社の許可能力約20トン/日



図ー 1 想定されるスチール製収納キャビネットの処理フロー

ことから排水処理施設が無く、下水放流も行っていない。

また、A 社の処理施設 b にも排水処理施設は無く、下水放流も行っていない。さらに、漏えい防止の措置として、施設外に油分が流出しないように側溝及びグリストラップが設置されているが、施設内では水による床洗浄は行われていないため、本件土壌等が排水に流れることはない。

したがって、本件土壌等が排水処理施設の汚泥として施設内に残留、又は床洗浄排水として敷地外に排出されたり、下水放流されて施設外に排出された可能性は無い。

両施設とも、現地確認日には間髪を置かず廃棄物が搬入されており、選別や中間処理が行われていた。長期間廃棄物を保管するスペースは有しておらず、平成 30 年 1 月に搬入された本件土壌等が残置されている可能性は極めて少ない。なお、産業廃棄物の処分は manifests の回付の規定上、90 日以内と定められているため、本年 1 月の搬入物が残置されてい

ることは考えられない。

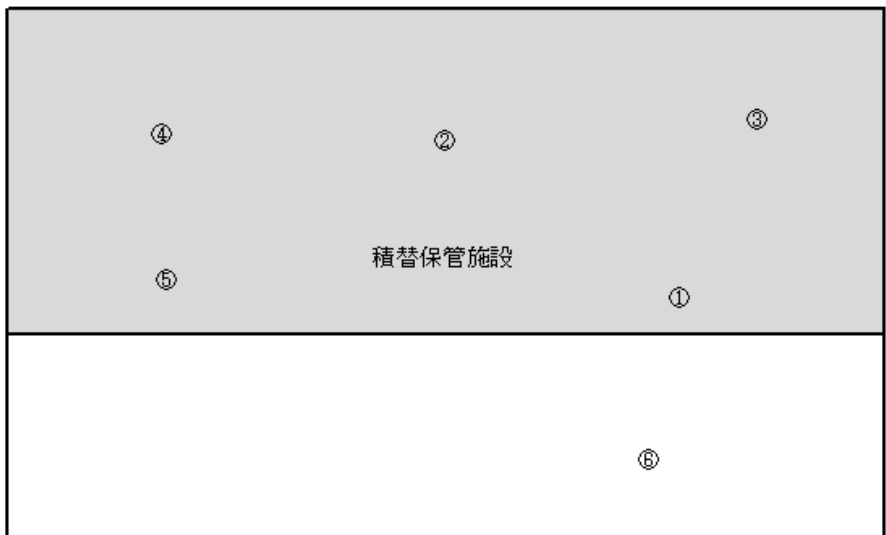
以上の状況からも、本件土壌等が A 社に搬入された場合、B 社の処理施設 c で処分された可能性が高い。

## ② A社の空間線量率測定結果

積替保管施設 a の建屋内の 5 地点、建屋前面の駐車スペースで 1 地点、バックグラウンドとして近隣の公園内 1 地点の空間線量率を測定した。

処理施設 b の建屋内 5 地点、建屋前面の駐車スペースで 1 地点、処理施設 b の積替保管施設建屋内 5 地点、バックグラウンドとして、近隣の公園内 1 地点の空間線量率を測定した。

測定結果は、いずれも建屋内の空間線量率がバックグラウンド及び建屋前面の駐車スペースの値を下回り、本件土壌等による建屋内の影響は生じていないと考えられる。



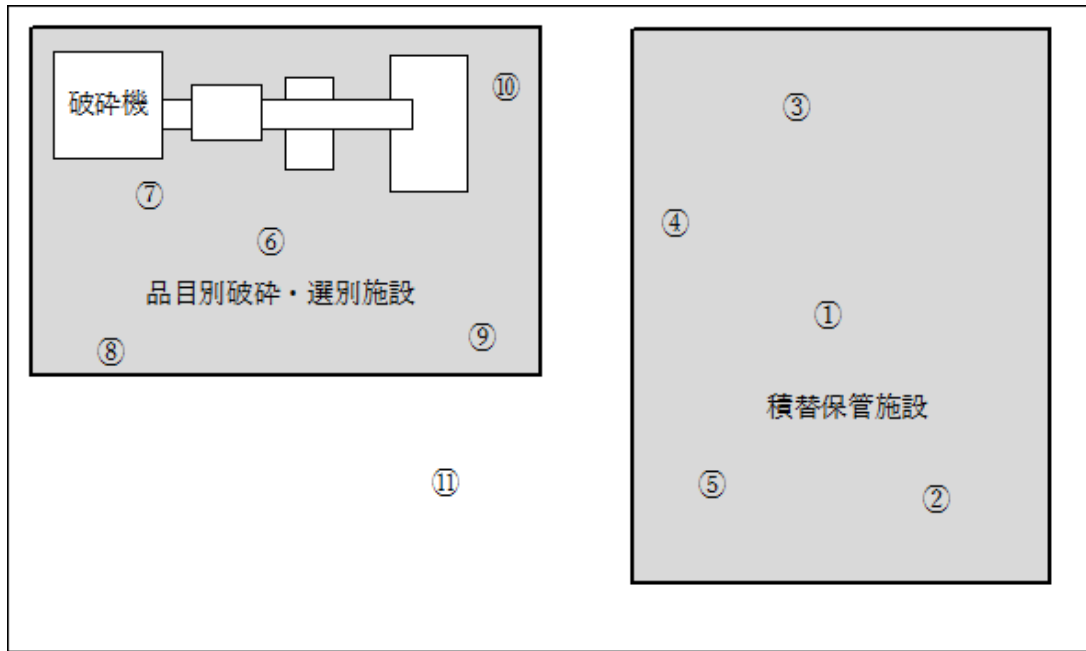
図－２ 空間線量率測定位置 積替保管施設 a

表－１ 空間線量率測定結果 積替保管施設 a

単位：μSv/h

測定場所	測定開始 時間	空間線量率						天候	地面の 状況
		1 回目	2 回目	3 回目	4 回目	5 回目	平均		
施設 a ①	16 : 07	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	晴	鉄板
施設 a ②	16 : 11	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.03	晴	鉄板
施設 a ③	16 : 20	0.02	0.03	0.03	0.03	0.02	0.03	晴	鉄板
施設 a ④	16 : 15	0.03	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	晴	鉄板
施設 a ⑤	16 : 18	0.03	0.03	0.04	0.04	0.03	0.03	晴	コンクリート
施設 a ⑥	16 : 23	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	晴	コンクリート
バックグラウンド-a	17 : 33	0.07	0.07	0.08	0.07	0.07	0.07	晴	草

備考：測定値は測定時間における 10 秒に 1 回の間隔(初回のみ 30 秒)で 5 回データを読み取った値とその平均値を示した。  
測定値は実測値のため、自然界からの放射線量(バックグラウンド値)を含む値である。



図—3 空間線量率測定位置 処理施設 b

表—2 空間線量率測定結果 処理施設 b

単位：μSv/h

測定場所	測定開始時間	空間線量率						天候	地面の状況
		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	平均		
施設 b ①	16 : 41	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	晴	鉄板
施設 b ②	16 : 44	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	晴	鉄板
施設 b ③	16 : 48	0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.02	晴	鉄板
施設 b ④	16 : 50	0.04	0.03	0.04	0.03	0.03	0.03	晴	鉄板
施設 b ⑤	16 : 53	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	0.03	晴	コンクリート
施設 b ⑥	16 : 55	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	晴	コンクリート
施設 b ⑦	16 : 58	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	晴	コンクリート
施設 b ⑧	17 : 00	0.04	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	晴	コンクリート
施設 b ⑨	17 : 05	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	晴	コンクリート
施設 b ⑩	17 : 08	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.04	晴	コンクリート
施設 b ⑪	17 : 12	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	晴	アスファルト
バックグラウンド-b	17 : 22	0.05	0.05	0.04	0.05	0.06	0.05	晴	コンクリート

備考：測定値は測定時間における10秒に1回の間隔(初回のみ30秒)で5回データを読み取った値とその平均値を示した。測定値は実測値のため、自然界からの放射線量(バックグラウンド値)を含む値である。

### ③ B社の聴取結果

B社に対して聴取を行ったところ、同社においては、通常、廃棄物の受け入れ時に放射線

量を測っており、自社で設定した値を超過した場合には、搬入を受け付けないとの運用を行っているとのことであった。仮に同社に本件土壌等に係る残さが搬入されたとしても、搬入された可能性のある期間において、自社で設定した値を超過するような放射線量を持つ廃棄物の搬入は行われていないことが確認された。

#### ④本件土壌等の影響に関する見解

本年8月14日の公表の際に、国立研究開発法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センターのセンター長である大迫政浩氏から、以下のコメントをいただいていた。

- 当時の線量からして問題になる程高いとは言えず、今回の土壌等の量から通常の処理において安全上の問題が生じるとは考えにくい。
- ただし、念のため、その後の処理がどのようにされたか確認し、場合によっては線量を確認するなどの対応が考えられる。

この大迫氏のコメントを受け、上記のとおり、その後の処理状況を確認したところである。本件土壌等が誤廃棄された場合の経由地と考えられるA社の積替保管施設a及び処理施設bでは、空間線量率を測定した結果、いずれも低い値であり、問題はないと考えられる。また、A社で処理後にその残さが搬入されるB社の処理施設cについては、受け入れ時の放射線量の測定で、自社で設定した値を超過するような放射線量を持つ廃棄物は確認されていないとのことであった。

以上の調査結果から、本件土壌等による人の健康への影響が懸念される事態は生じていないと考えられる。

## 第5 結語

今回の調査・検証から、担当課における組織としての確実な保管の意識づけの欠如が、個々の職員における注意不足につながり、それが積み重なって総体として不適切な事態を招くこととなってしまったことが根本的な原因であると考えられる。また、本件土壌等の管理責任が関係課の間であいまいであったため、担当者の当事者意識が希薄となり、管理が十分になされず、前任者から後任者への引継も適切になされなくなってしまった。

さらに、中身が明らかでない物品を廃棄する際に、その確認を行わなかったことも反省すべき点である。

こういった事態を二度と繰り返さないよう、環境省として、本報告書に記載した再発防止策を講じ、適正な物品の管理や廃棄を徹底してまいりたい。

## 調査・検証に係る体制について

### 1. 目的

環境省に送付された放射性物質に汚染された土壌等の誤廃棄の可能性に関し、その事実関係を明らかにするとともに、本件事案に係る事務取扱の検証を行い、本件事案が生じたこととなった原因とその背景を検証し、今後の再発防止策をとりまとめることを目的とする。

### 2. 調査・検証体制

主 査	環境再生・資源循環局長	山本 昌宏
	大臣官房審議官	上田 康治
	自然環境局総務課長	永島 徹也

調査・検証作業に関する庶務は、大臣官房会計課の協力の下、大臣官房総務課が行う。